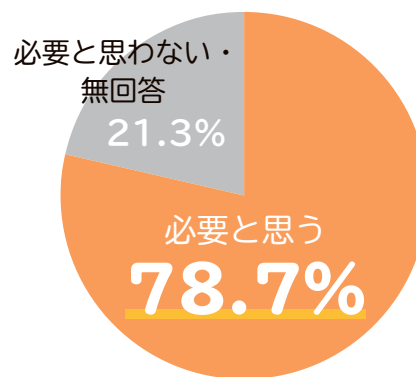
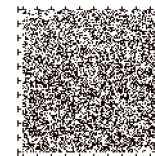


地域福祉とは

地域福祉は、区民のみなさん、地域の活動団体、関係団体等が互いに支え合い、誰もが安心して暮らすことができる地域をみんなでつくっていく活動です。

地域福祉の取組が進むことによって、江東区が目指している、「誰もが世代や分野を超えてつながることで地域でともに支えあい、健康で安心してその人らしい生活をおくることができる社会」(地域共生社会)の実現につながります。

暮らしていくうえで、近所と地域の関わりは…



区民の約8割が近所や地域との関わり必要性を感じています



江東区の現状

人口 / 外国人住民数

525,952人 / 29,275人
(令和4年1月1日)

543,193人 / 41,387人
(令和8年1月1日)

人口、外国人の増加

地域における多文化共生に向けた取組が必要

世帯数 / 1世帯当たり人員

276,477世帯 / 1.90人
(令和4年1月1日)

297,147世帯 / 1.83人
(令和8年1月1日)

世帯の小規模化

単身世帯等の孤立化防止対策が必要

町会・自治会加入率

56.6%
(令和4年4月1日)

53.1%
(令和7年4月1日)

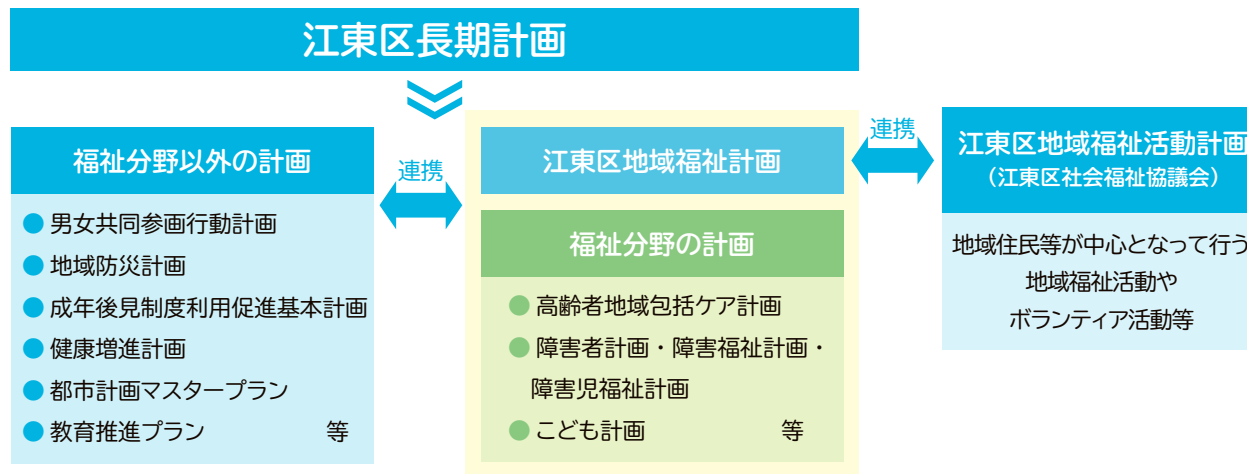
地域活動参加者の伸び悩み

地域活動の担い手不足への対策が必要

どんな計画？

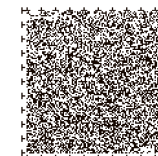
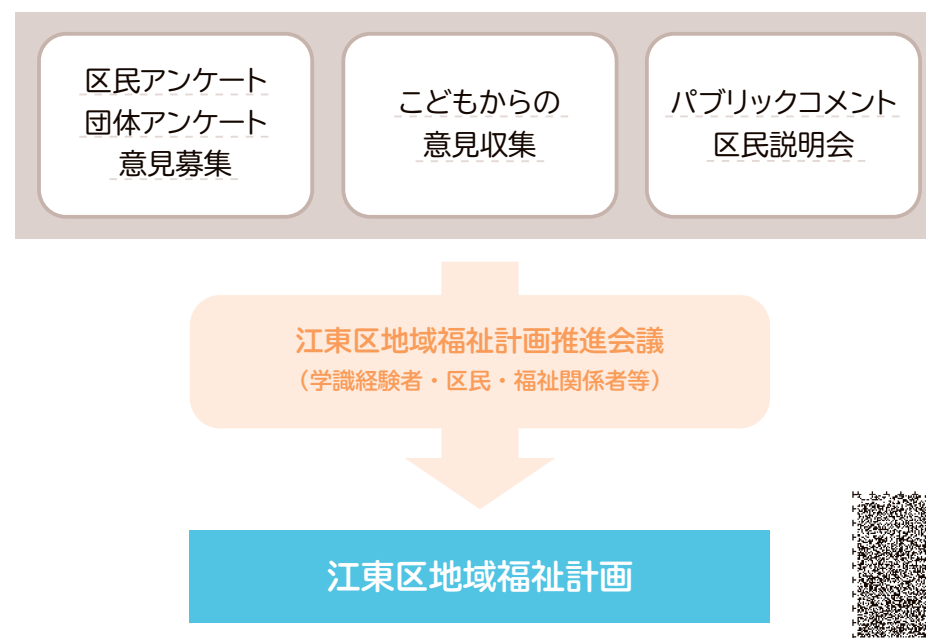
江東区地域福祉計画は、「江東区長期計画」の部門別計画のひとつであり、高齢・障害・子ども等の福祉の各分野に共通する概念である地域福祉を推進する基本的な指針となるものです。

また、江東区社会福祉協議会が策定する「江東区地域福祉活動計画」とは理念や目標を共有し、十分に連携を図りながら、「車の両輪」で施策に取り組んでいきます。

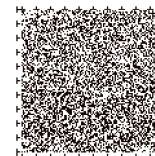


区民や関係者の意見を反映

計画策定にあたり、地域の助け合いや支え合い、生活上の困りごと、行政へ期待することなどについて、区民や関係団体のみなさんから幅広いご意見を寄せていただきました。



基本理念



第1期計画（令和4年度～令和7年度）を継承するものとし、区民や関係団体等と力を合わせて地域福祉を着実に進めていきます。

基本理念

一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、誰もが笑顔で安全に暮らせるまち

「一人ひとりの尊厳が守られ」は、多様な価値観をお互いに認めあい、一人ひとりの権利が大切にされる地域社会を表します。

「地域でともに支えあい」は、制度や分野の垣根を取り払い、「支え手」「受け手」という関係を超えて、どんな時も寄り添い、助けあう活動が広がる地域社会を表します。

「誰もが笑顔で安全に暮らせるまち」は、区民、地域、団体、企業等のつながりの中で誰もが安全に安心して自分らしく生き、すべての老若男女に自然と笑顔があふれる地域社会を表します。

基本方針

基本方針 Ⅰ

3つのつながりをつくる

支援が届きにくい福祉課題が顕在化する中、区民同士の日ごろの多様なつながりの構築(地域のつながり)、所管分野を超えた連携の強化(行政のつながり)、地域と行政との連携や協働(地域と行政のつながり)の「3つのつながり」づくりを深化させ、包括的な支援体制の拡充を進めます。

基本方針 Ⅱ

誰もが大切にされる社会をつくる

年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての人が安心して暮らせる社会の形成に向けて、一人ひとりの尊厳を守るとともに、誰もが社会参加できる仕組みづくり、くらしの安全の向上、人に優しいまちづくりの取組を着実に進めます。

基本方針 Ⅲ

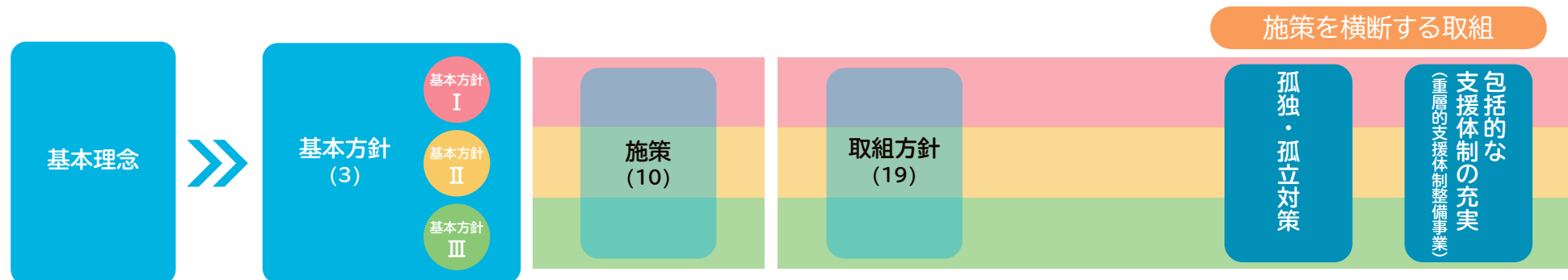
地域福祉の基盤をつくる

地域福祉の向上に資する様々な取組を進めるうえで、共通して必要となる基盤を強化するため、情報の適切な活用、福祉の質の向上、地域共生社会実現に向けた啓発活動を進めます。

施策体系

基本理念・基本方針に基づく具体的な取組として、10の施策と19の取組方針を定めました。

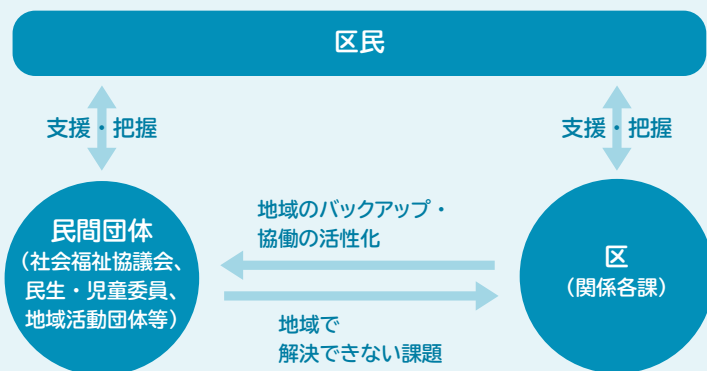
また、すべての施策・取組方針に関わる内容として、『孤独・孤立対策』と『包括的な支援体制の充実』の2つを『施策を横断する取組』と位置づけています。



施策を横断する取組

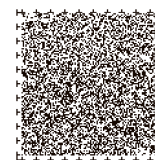
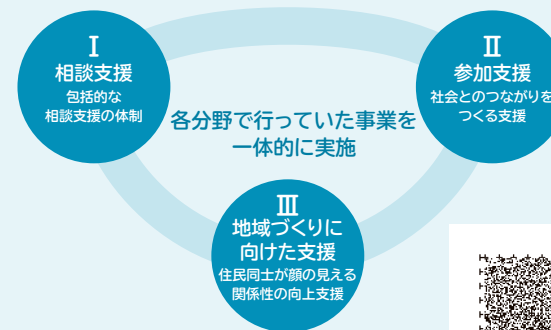
孤独・孤立対策

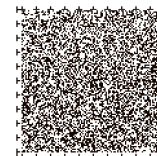
令和5年9月に、区と民間団体で構成する「江東区孤独・孤立対策連携会議」を設置し、孤独・孤立対策の情報共有や具体的な支援策の検討等を行っています。



包括的な支援体制の充実(重層的支援体制整備事業)

複雑化・複合化した課題を抱えた方などを支援するため、「重層的支援体制整備事業」を新たに実施することで、包括的な支援体制の充実に取り組みます。重層的支援体制整備事業は、既存の取組を活かしながら「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、制度の狭間のニーズにも対応し、誰一人取り残さない包括的な支援体制を実現するしくみです。(令和10年度から本格実施予定)





基本方針 I | 3つのつながりをつくる

施策1 地域のつながりをつくる

地域に対する意識の変化等によって地域コミュニティの希薄化が進む中、区民に最も身近な「地域のつながり」をつくるため、住民同士が気軽に集える場の創設、地域で活動する団体や個人への支援、困りごとのある方がより身近な場所で相談できる体制の充実を図ります。

取組方針1-1 気軽に集える場の創設

取組方針1-2 地域で活動する団体への支援

取組方針1-3 身近な相談先の充実



施策2 行政のつながりをつくる

8050問題、ひきこもり、ダブルケア、ヤングケアラーなど、制度の狭間で支援が届かないおそれのある問題が増加する中で、多様化するニーズや複雑化・複合化したケースに対応するため、行政内部の一層の連携強化を図り、包括的な相談支援を実施します。



取組方針2-1 行政内部の連携強化

取組方針2-2 組織横断的な相談支援体制の構築

施策3 地域と行政のつながりをつくる

地域ごとの特性や強みを踏まえながら、インフォーマルな社会資源等と行政の実施する施策をあわせ、相互に補完しあうことで、包括的な支援体制を一層強化できるよう、地域と行政の連携・協働を推進します。

取組方針3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進



基本方針Ⅱ | 誰もが大切にされる社会をつくる

施策4 一人ひとりの尊厳を守る

誰もが人権を守られ、自分らしい暮らしができる社会に向けて、自ら意思決定することに困難を抱える人や人生の最終段階における支援、虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)等の権利侵害の防止と適切な対応など、区民一人ひとりの生活を支える取組を進めます。



取組方針4-1 権利擁護支援の充実

取組方針4-2 あらゆる暴力の防止

取組方針4-3 多様な課題を抱えた人への支援の促進

施策5 誰もが社会参加できる仕組みをつくる

年齢や性別、国籍、障害の有無や暮らしの状況に関わらず、誰もが社会に参加しやすい環境の整備に向けて、就労や生涯学習を通じた一人ひとりの能力発揮への支援や、外国人の地域活動への参加支援、ボランティア活動等を通じて地域に関わりやすくする仕組みづくりを進めます。

取組方針5-1 誰もが活躍できる場づくり



施策6 暮らしの安全を向上させる

我が国で大規模災害が相次ぐ中、日ごろから災害に備える防災教育・災害時要配慮者の支援のあり方の検討に取り組むほか、近年増加する高齢者や子ども等を狙った犯罪の防止に努めることで、安全・安心に暮らせる地域づくりを実現します。

取組方針6-1 災害時要配慮者対策の推進

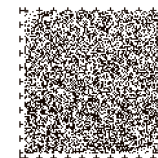
取組方針6-2 防犯対策と消費者保護の充実



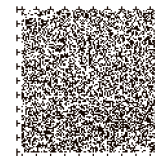
施策7 人に優しいまちをつくる

高齢者や障害者、子ども、妊産婦など、誰もが利用しやすい安全で安心なまちづくりに向けて、日常生活における移動手段の充実や、建物・駅・トイレ・歩道等のバリアフリー化を官民連携のもと進めます。

取組方針7-1 まちのバリアフリー化の推進



基本方針Ⅲ | 地域福祉の基盤をつくる



施策8 情報の適切な運用を図る

誰もが等しく、適切なタイミングで必要な情報を簡単に入手できるように、わかりやすい情報発信や情報のバリアフリー化、関係者間の情報共有と個人情報の適切な取扱いとあわせて、高齢者や障害者等のデジタルデバイドの解消にも取り組んでいきます。



取組方針8-1 情報発信の充実

取組方針8-2 関係者間での情報の共有

取組方針8-3 DX※推進とデジタルデバイド解消

※DX：Digital Transformationの略。デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

施策9 福祉の質を向上させる

利用者本位の質の高いサービスの提供や、一人ひとりの課題を見過ごさないための取組の実施に向け、地域福祉に関わる人材の育成や、福祉事業者のサービスの質を高める取組への支援等を行います。

また、担い手の確保を図るため、福祉人材の確保策を検討します。

取組方針9-1 福祉人材の確保・育成

取組方針9-2 サービスの質の向上



施策10 啓発活動を推進する

性別、年齢、障害、国籍、宗教、価値観等の違いを互いに認め合い、一人ひとりの個性が尊重される社会の形成に向けて、学校教育や生涯学習における学ぶ機会の充実、助けあいの実践を通じて、多様性や地域共生社会に対する理解促進を図ります。

取組方針10-1 地域共生社会実現に向けた意識の醸成



第2期 江東区地域福祉計画

概要版

令和8(2026)年 3月
印刷物登録番号 (7) 105号

発行：江東区福祉部福祉課
住所：〒135-8383 江東区東陽4-11-28
TEL：03-3647-9111(代表) FAX：03-3647-9186